

広島市 お知らせ

第21号

26. 11. 5

(市政広報ひろしま改題) * 発行 広島市役所市長室 * 印刷所 旭印刷株式会社

國体を終えて

市民の皆様へ

市長 濱井 信三

市民の皆様！ 御苦勞様でした。
秋空の下五日間に亘つて繰り展げられました第六回秋季國民体育大会は、特に開会式に、天皇、皇后兩陛下の行幸啓を仰ぎ、一入意義深い大会となりましたことは、皆様と共に心から御喜び致したいと思ひます。

憶えば眞に長い間の、そして苦しい準備期間でしたが、市民各位の深い御理解と堪えざる御協力によつて、ここに滞りなく此の難事業を完了しましたことは、御同慶に堪えません。

全國各地から來広された一万五千名に上る役員、選手を始め、観望者の方々にとつては、物質的には十分ではありませんでしたが、精神的にはあふれる眞実感をひしひしと感ぜられたことと信じます。殊に來広の方々に、原爆都市広島の実態を隅々まで見て戴いたことによつて、平和都市広島のある方を理解された方々が数多くあることを思いますと、平和への大道を眞直ぐ進む日本人をそれ丈生み出したという何ものにも替え難い大きな喜びを感じる次第です。

広島市としては今回の國体を期として、多くの体育施設を有することとなり、必ずや当市將來のスポーツ発展に、延いては文化の発展に貢献する所大なるものと信じます。

私は皆様が日本民族のスポーツ祭典を通じて捲き起されたあの感激を、一時的な感激に終らしめることなく、日常の生活に一つ一つ生かして行かれることを念じて止みません。

台風ルース

復興途上に手痛い打撃!!

(ど) (う) (復) (舊) (さ) (れ) (る) (か) ?



十月十四日夜半より、十五日早朝に於けるルース台風は、瞬間風速四十九メートル、降雨量一八九・八ミリを示し、復興過程の当市産業経済に對し、昨年のキジャ台風以上の被害を齎しました。例えば、流木等の爲に、住吉橋外多くの橋梁の流失、天満電車橋梁の破壊による市の東西の交通杜絶、しかもそれによる市、商工業の半身不随は勿論、宇品海面近接地区に於ける広島港湾棧橋其他の施設の流失、護岸の崩壊があり、これのみでも、三千余万円を数え、市内大、中、小百十余工場の倒壊其他の被害一億八百余万円等その惨状は全く言語に絶するものがありました。

これに對し市当局は、十五日午後六時未だ風速十米の台風圈内に於て早くも災害救助法を發動し、災害救助隊本部を市庁内に設け罹災者の救護に万全を期すると共に、浜井市長、高山助役は藤田、木原兩顧問と共に上京し、補助及び起債獲得の爲中央各機關に對する強力な陳情工作を行いました。一方十六日には、市議會に於ては緊急全員協議會を開き、直ちに全議員を委員とする広島市議會災害対策委員會を設置、池永議員を委員長に任都栗、永田、津賀、網本、菊崎、土岡の各議員による常任委員會を設置致しました。そして、特に市内の被害総額拾貳億八百貳拾七万余円の全域に對する早期復旧の具体的政治施策及びその運営に關しての能力の総てを發動出来る様協議を一決したのであります。

起債の認證獲得に關し、浜井市長、高山助役、藤田、木原兩顧問に呼應し、郷土出身岩沢、山本、山下、楠瀬各衆參議員及び渡辺前代議士の協力を得て、中央關係機關に對し強力な政治力を実行すると共に、市出身衆會議員の御協力を得るよう努力して居ります。

勿論今回の災害復旧の中心対策としては、市内西部の天満橋、觀音橋、住吉橋の應急復旧工事も必要であります。市産業復興の爲に、完全復旧を要するものは産業關係、港湾施設及び工業、企業、事業場の復旧であります。

特に一工場で五十万円以上二千五百万円もの被害を出した工場が十二工場もあり、その被害総額一億八百八十万円という広島市關係大中小工場のその全部といつてよい被害早期復旧に對する各面の施策が、強力に市及び市議會に於てとりあげられております。

更生施設面に於ける舟入病院、保育園等の再建、教育面に於ける學校施設の復旧、市民生活に於ける一般民家の風水害家屋其他の復旧、或は水産面に於けるカキ、ノリの流失被害に對する資材、資金面の補助等を集計すれば、数億に余る現状であります。

そこで、この予算獲得の爲、市及び市議會の災害対策委員會が政治力の全エネルギーを消費して努力中であり、特に中小企業業の災害に對する復旧融資は、市の産業經濟の实情からして可成り困難の伴う面もあります。市内關係金融機關の協力による融資斡旋、中小企業特別融資制度の活用、縣信用保證協會に對する合理的な施策の能率的運営が、しかもスピーディーに實現する様着々と進められております。

栗、永田兩委員は、災害復旧補助金及び

何故落ちたか？

を申し添えます。

落構の原因が何であらうと、復讐と同時に流失致しました事は當事者と致しまして眞に申譯ない次第で、紙上をおかり

して市民の皆橋へ深くお詫言致します。
附記 都市計画の幹線として、流失した
住吉橋のすぐ上流に四十メートル道路
があり、これに堅牢な永久構造の橋が
やがて架設せられる予定でありますか
ら申し添えます。(建設局)

お願ひ

本市には明治、大正年代に編まれた市史がありますが、更に昭和二十五年に至る全史を編纂することになり市史編修委員会を組織してこれに着手しました。然し戦災により公私の保存文書が殆ど焼失しては後世にのこすに足る市史編纂のためには市民の皆様のご協力を願うより外ありません。

開綴及切抜、個人的メモ、昭和二十年度以前に発行の市勢要覽及本市の教育、産業、經濟に關する各種統計書を貸与またはその所在をお教え願います。

連絡先、市役所内市史編纂室
電話(2)二三五一番の二九六

地代・家賃の改正

十月一日から地代及び家賃の改正が改訂されました。こんどの改正訂は現行の地代・家賃の凸凹をなくする事を目的として改正されたもので、水準のひき上げという意味であります。せんから今までの改正の何倍というものではありません。

りません。

それはどのように改訂されたのでしょうか。

一番大きな特色は昨年八月改訂の時は土地や家屋の「賃貸価格」を基として地代や家賃を計算しましたが、こんどの改正では「時價格」(地方税法によつて固定資産課税台帳に登録された価格)を基にして計算するようになつた事です。次に今迄は昭和二十一年九月現在借家であつたものを県知事に届出て定つた家賃と、その後借家として県知事の許可を受け

て定つた家賃としては、㊦の計算方法が異つていましたが、今度の改訂では同じ計算方法になりました。

『計算方法はどうすればよいか』

(イ)地代の㊦は土地の時価額の千分の二・二倍

(二)家賃の因は家屋の時価額の千分の二倍と十
二円（共通の修理工費）にその家の延坪数を
掛けた額を加えたものにその建物の敷地
地代を合算した合計額です。
以上が今度の地代・家賃の因計算の基本方
式ですが、これだけですと地代や家賃の税引
手取額が以前より低くなる場合がありますの
で、これに対する救済方法を派山設けてその
調整を計るようにしております。
なおこの改訂では普通特別の手続を要しな
いで改訂出来ますから、適宜家賃や地代を定
めて下さい。

その他御不審の点がございましたら市役所所
原子爆弾、被爆者調査
米国原爆傷害調査委員会（A・B・C・C）
の要諦によつて昭和二十六年九月一日から広
島市の死亡者について次の様な調査を行つて
おります。これは広島市原爆被害の際市内に
いて爆撃を被つた者の年令、性別、死因及び
死亡率を統計にとつて医学上重要な研究資料
とするためです。
医師は死亡診断書を書くとき、必ず死亡者
が原爆当時広島市内にいたか、いなかったか
を聴きますから、死亡に立会つた方は其の率

「區區整理地區と言います」内の土地を
買合は將來買主で對し換地清算

行われまゝから注意して下さい。
一例を挙げると甲がその土地A(百坪)の土地B(七十坪)と換地さし之を

このBの土地を乙に賣つた時は將來東部
地区區面整理区域内に於ては市長、西部
地区區面整理区域内に於いても縣知事が
及びBの土地を評價してその差額を徴
又は交付して清算する所謂換地清算は
主である乙に対してなされます。
それから換地を賣おうとする時は、換

地前の土地を買うことによつて市長又は
標知事に於て土地區画整理による変更登
記が済めば、自然に換地が自分のものと
なるのですから『換地清算並びに變更登
記が完了するまでは換地前の土地の價格
數で賣買すること』が大切です。

(東部復興事務所)

赤ちゃん
コンクールの
入選者決る

秀	優	優	秀
市	良	良	市
基	々	々	基
町	々	々	町
玉	々	々	玉
木	々	々	木
出	々	々	出
張	々	々	張
所	々	々	所
河	々	々	河
野	々	々	野
秀	々	々	秀
園	々	々	園

乳兒の部

市

吉島羽衣町

江波南町

第五基通町

比治山本町

南親菅二丁目

庚午町住吉通

宇品町住吉通

幼兒の部

市

吉島羽衣町

江波南町

第五基通町

比治山本町

南親菅二丁目

庚午町住吉通

宇品町住吉通

河野秀園

由良村上良

信原上良

横山井原上良

片山井原上良

吉浦

日吉浦

惠子

賢文

直美

慶子

博子

正司

山陽文徳殿が
復舊されました

広島市に生いたれた一代の偉人、頼

優々良
上柳 旭市営住宅
己斐町西本町
己斐町西本町
己斐町西本町

山田大野岩浅
岡沢西本町
邦良弘明文
子孫孫訓

陽先生の靈を祭つてある文徳殿の復旧事がこの程完成致しました。

文徳殿は昭和五年頃に先生の業績を追慕すると共にその遺徳をたたえるために建設され、後広島市に寄贈を受けてその事業を継承して來たのですが、戦災によつて大破致しておりましたが、市の建築物復旧と共に漸く元來の文徳殿の姿に歸

たのです。
そこで市はさきに山陽文徳殿使用條令制定して市民の皆さんに修養の会場として講演會、座談會の会場として一定の用料を徴收して自由に使つていただくことに致しました。どうぞ十分に御利用下さい。

ては市社会教育課に御問合せ下さい。
（社会教育課）

原爆以後の出生者は父又は母が市内にいた者
(父)(母)を
父母
他
字を
む

際を答えて貰きたいと存じます。

(父) (母) は昭和二十年八月六日以後の出生
の者について其の父及び母が広島市内にいたた
る者を示し、死亡者を四種に区別して調査しま
す。

(衛生課)

食中毒を防ぐには

私はお互に食欲が落ち、時ですかに過食に陥り、屢々食中毒の機会があります。

食中毒の起る原因は、いろいろありますが、その大部分は細菌によるものであつて、それには生きた細菌が体内に入つて病氣を起す場合、菌から出した毒素によつて中毒を起す場合と食物の腐敗によるものがあります。

事に注意することが大切です。

- 1 腐つていなくとも或は味や臭氣に異常がなくても中毒を起す恐れがあると言うことを頭に置く事。
- 2 料理してから時間の経つた食物や折詰などのように何時料理したか判らぬものは必ず一度火を通し

てから食べる事。

3 火を通すことの出来ないもので怪しいと思つた場合は惜します処分する事。

4 暖い御飯の上に、おかず等をのせると、中毒菌を培養し易いから注意すること。(広島市保健所)

平和公園の正面の西
をうけて百米道路に沿
二つの橋が近く竣工し
す。この橋の高欄は紐
の彫刻家イサム・ノグ
氏の設計になるもので
あります。去る六月同氏

工事現場に臨んで「六年前のいまわし
け雰囲気」が地面に静かに残っている。し
しその地上に生活する市民の顔は大き
く願望に燃えてたくましい。この二つが
島の姿である。」と言つて帰米したが、
の後の便りがありました。

るもの、特に再建広島市の理念を伝える
るもの、どしなればならないと考えました
従つてこの橋には建設を意味する名前
をつけたいと思います。日本語では「作
にあたるかと思ひます。

西の橋はその形が船に似ております
出離の理念、即ち広島がその記念とな

には出離を意味する名前をつけたとい
います。日本語では『往く』にあたるか
らと思います。橋の開通式準備を完了さ
れ、頃には広島に参るように致しませう
と。 × × ×

港より発送することになりました。
 運動用具は、十月十六日にポートラ
 ーに広島市の児童センターに私共が寄贈
 しました。

間に到着することでしょう。私は十月
日及び卅一日、東京で開催される日米
太平洋市長会議に出席します。貴下が広
で運動用具の贈呈式を行われる時には
度私は御地に参ることが出来るかも知
りません。若しそうなれば私の最もよ
みとするとところであります。」(市長筆)

(固) (定) (資) (産) (税)

新評價價格の

縦覧をお忘れな！



11月1日～10日

昨年行われた地方税法の改革によつてこれまであつた地租や家屋税が廃止されそれに代つて新しく固定資産税が設けられました。

それとともに土地や家屋に対する税金の算定方法も変更になり昭和二十五年

から新しい算定方法で課税すべきでしたが、いろいろと準備をしなければならな

かつた爲に二十五年は同年度の課税方法で課税しました。併し本年度からは法

で定められた新しい方法ですることになり、第一、二、三期分については準備の都

合で一應前通りの方法で算定した税額を納めて戴きましたが、此の九月末日漸く

一切の用意が完了しましたので、皆さんに新しく評價した價格をよく御覽願つ

て、十分御理解された上で第四期分の納入に御協力願うことになつた次第です。

なお既に納められた昭和二十六年第一、二、三期分については第四期分納入の時に清算することになっております。

それでは新しく定められた固定資産税はどのようにして算定されるのでしょうか？

在の時價格を評價して、これに一定税率(百分の一・六)をかけて税金額を算出してゐる。以下に改められました。

次に一例として家屋についての税金額を示しますと次のような計算になります

(例) 賃貸價格百円の家屋が時價十万円と評價決定した場合

時價 109,000円(賃坪 900) × 900(坪) × 1.6/100 = 1,440円(年賦税額)

1,440円 ÷ 4 = 360円(一期分税額) …… 26年度第1, 2, 3期はこの税額を徴収

新しい時價 100,000円(賃坪 900) × 1.6/100 = 1,600円

此の例によれば新しい税法では百六十円高くなる訳で、此の差額百六十円は第四期分の時に一緒に納入して戴くことになってゐます。

『時價格はどうして決めるか？』

時價格とは地方財政委員会の指示した評價基準等を参考にして決める正常な状態における一般の賣買價格ということでこれをものとくだいて申しますと次のようになります。

『土地』 もとも土地の評價は各土地毎に調査して評價するのが建前ですが何分にも大仕事であることと、都市計画事業が未完成であること等の爲、臨時の便法として状況の似てゐる地区毎に標準となる土地を評價して賃貸價格に対する倍率を定め、此の倍率に基いてその地区内の各土地の評價價格を決定致します。

『家屋』 一月一日現在新しく建築するものとして評價し、その評價價格から建築後の経過年数等による自然損耗額、原爆による破損額等を考慮して新評時價格を決定致します。

『償却資産』 地方財政委員会の示した新品價格表を廣島市に於てはめた價格になおして先づ新品として價格を決め更に個々の現物について取得年月日、経過年数、現在の状況等を調査し、その耐用年数、本人の申告價格等をにらみ合せて評價價格を決定致します。

『時價格の評價は誰がするか？』

評價は固定資産税の評價に関する知識や経験を有する者で、市長が市議会の同意を得て選任した固定資産評價員(当市では総務局長)が評價補助員の補助を受けて評價します。

『評價價格の決定は誰がするか？』

評價が済みますと評價員は評價調書を作成して市長に提出し、市長はその調書に基づいて固定資産評價價格を決定致します。

格に九〇〇倍してそれに一定の税率(百分の一・六)をかけて税金額を算出してゐる。以下に改められました。

地毎に調査して評價するのが建前ですが何分にも大仕事であることと、都市計画事業が未完成であること等の爲、臨時の便法として状況の似てゐる地区毎に標準となる土地を評價して賃貸價格に対する倍率を定め、此の倍率に基いてその地区内の各土地の評價價格を決定致します。

『家屋』 一月一日現在新しく建築するものとして評價し、その評價價格から建築後の経過年数等による自然損耗額、原爆による破損額等を考慮して新評時價格を決定致します。

『償却資産』 地方財政委員会の示した新品價格表を廣島市に於てはめた價格になおして先づ新品として價格を決め更に個々の現物について取得年月日、経過年数、現在の状況等を調査し、その耐用年数、本人の申告價格等をにらみ合せて評價價格を決定致します。

『時價格の評價は誰がするか？』

評價は固定資産税の評價に関する知識や経験を有する者で、市長が市議会の同意を得て選任した固定資産評價員(当市では総務局長)が評價補助員の補助を受けて評價します。

『評價價格の決定は誰がするか？』

評價が済みますと評價員は評價調書を作成して市長に提出し、市長はその調書に基づいて固定資産評價價格を決定致します。

『評價價格の縦覧』

此のようにして固定資産評價價格が決定されると、それぞれの台帳に價格を登録して皆さんに見て戴く事になつてゐます。この度は「十一月一日から十日まで」の間に市内各出張所又は市役所資産税課に台帳を備付けておりますから必ず期限内に御覧になつて、内容を確認しておいて下さい。

『異議の申立』

評價價格について不服のある方は「十一月一日から二十日まで」の間に資産税課内にある固定資産評價審査委員会に対して文書で審査の請求をすることが出来ます。審査請求の用紙は今作成中で、十一月一日から十日までの縦覧の時に必要な方にお渡しするようにしております。

『注意』 審査請求の期間は法律で決められておりますので十一月二十日を過ぎると受け付けることが出来ませんからよく御注意して下さい。

(資産税課)

感謝 (九月二十一日より十月二十日までの受付分)

次の方々から寄附金を戴きました。皆さんと共に厚い感謝の念を捧げましょう

△壹百円 K S 生(匿名)より 戦災孤児育成資金として △貳百円 仁保町東青崎伊井フサエ氏より 社会事業資金として △貳千円 市内東町町嘉武氏より 社会事業資金として △四万円 桑港市ポスト街一六五一片岡一郎氏より 一般寄附金として △十八ドル 第三回布哇連合日本観光團より 兒童図書館建設資金として

(廣島市寄附財産管理委員会)

廣島市のお知らせ

第21号

26. 12. 5

市民の皆様へ

昭和二十六年を

かえりみて

市長 濱井 信三

今年も愈々押迫つて参りました。本年は国民待望の講和条約が締結されて、民族の独立が約束せられた意義深い年でありました。当市と致しまして、本年は市制施行以来六十二年になります。第六回国民体育大会の開催の如き市史の一頁を飾るに足る大きな行事を遂行した年であります。

今、年末に當つて靜かに過去一年をふり返つて見ますと、先ず春四月には第二回目の民主地方選挙が行われ、皆様に代つて県政、市政を預る代表者がそれぞれ選ばれ、新しい地方行政へのスタートが切られました。

市議會の動きについて

市議會議長 秋田 正之

市民の皆様！講和成立の年も終りになりましたが、本日は、三十万皆様の権利行使機関である、市議會の動きに就て、ご報告申し上げます。現在市議會には水曜会、自由党、新進クラブ、社会党、無所属があり、その政見こそ違ひはあつても、何れも皆様の良識を代表し、市政の運営に処しておるのであります。

特に経済、文教、建設、水道、治安、厚生、産業の委員会は、各々適切に、市政問題を審議し、正常な施策の確立に資しているものであります。

世界を解放する為に献身せんことを私達は改めて深く誓つたのでした。

十月には天皇、皇后兩陛下の行幸啓を仰いで、第六回国民体育大会が開催せられました。質素ながらも精神のこもつた真に民族のスポーツ祭典にふさわしい立派な大会であつた」との賞讃を勝ち得たことは、市民諸君と共に真に同慶の至りに堪えない所でありました。

然るに一方この月には、瞬間風速四十九メートルに及ぶ台風ルースの襲来によつて、復興途上極めて手痛い打撃を受けましたことは残念に堪えません。

更に十一月には、終戦以来日本で開かれた初めての国際會議として、日米太平洋沿岸市長會議が東京で開催され、当広島市もこれに参加致しましたが、太平洋に面する日米兩國各市長の相互理解を深め、兩國の親善に寄与し得たことは、真に意義深いものがあつたと思ひます。又同會議に出席されたデヴィン、シアトル市長御夫妻が、寸暇を割いて特に来広され、シアトル市民の皆様からの広島市民への心からの友情の印として、本市児童の

これは地方自治法の完全な運営が、非常に重要な市民の意志決定の機関である議會に於てなされるのが、民主政治の本質であるからであります。

尚市議會は、全議員を委員とする、広島市議會災害対策委員會を設けて、委員長始め全委員は、市選出の市議員の協力を得て、強力に市政を進めております。又原爆で亡くなつた学徒や、果市民の遺族を、軍人の遺族同様に、援護法に加える為國會に請願してあります。その他水族館をつくるとか、学校の建設、大工場を誘致して市の産業を起すとか、市議會は山積する問題を着々解決しております。何卒、積極的「市議會を傍聴され」皆様の批判を賜り度いと存じます。

ために数々の運動器具を贈呈されましたが、國際的平和都市広島市の健全な発展を見守る海外の方々の深い御理解の現れとして、忘れ得ない一事でした。

× × × × ×

なお本市本年の都市計画事業は、昨年引續いて区劃整理を中心として、街路、公園、上水、下水等の建設を進めて参りましたが、徐々にではあります。一日一日形を改めて居りますことは、市民の皆様御覧になる通りであります。橋梁も本年は平和大橋、西平和大橋を始めとし、計七橋梁（中住吉橋は遺構ながら流失）の新設、平和記念館建設工事の着工、各種運動施設の充実等が遂行され、漸次平和都市の面貌を備へつゝあります。

本年度新設されました産業局も着々その施策の歩を進め、工場設置条例の公布中小企業金融対策の強化等当地産業振興の爲、基礎態勢を整へて参り、厚生社会事業方面に於ても、三篠、宇品、棉那に保育園を、又宇品に乳児院をそれぞれ新設致しました。又基町の市民保険病院建設工事も本年初め着工され、明年早々開院の運びとなつております。

又一方市役所の陣容も地方選挙終了後直ちに整備に着手し、事務能率の増進に努め、漸次成果を挙げつゝありますので新たな年に於ける発展に大きな希望を抱いてゐる次第です。

× × × × ×

苦しみの中に希望を見出さなければならぬ。私達日本人の宿命は、尙前途に幾多の難関を擁してありますが、此の溝を誠実に乗り越つてこそ始めて独立日本が、そして又平和都市広島が明るく打ち建てられるものと信じます。

市民の皆様！——さなく越年されて清新一気持で来るべき新年を迎えらるることを念じて止みません。

ルース台風被害者に特典 租税の減免と徴収猶予

災害、風水害等の災害によつて被害を受けた人々に対しては、その災害による苦痛が租税の面から一層加重されることを避ける為、税法上その租税を減免徴収猶予する制度が認められています。先般のルース台風の被害を受けた人々の中にも、その要件に該当する方が相当あることとされます。

租税の減免と徴収猶予の関係規定は、幾つかの法律にまたがり、その内容も相当複雑ですので、ここでは簡単に要点を述べておきます。

所得税その他の国税関係

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

所得税法による租税の減免

一、租税の減免

災害被害者が自己の住宅又は家財について、その価格の十分の五以上の損害を受けた場合は、その人の災害を受けた年の所得金額が十五万円以下の時はその年の所得税額が十五万円を超え三万円以下の時は、その年の所得税額の半額が免除されます。

相継財産等に被害を受けた場合の相続税の減免等についても規定が設けられています。

一、租税の徴収猶予

災害被害者が被害を受けた日以後一年以内に納付すべき所得税、法人税、相続税、富裕税、酒税及び物品税について各納期限から一年以内その徴収を猶予することが出来ることになっています。

但し税額目によつて徴収猶予の対象となる税の範囲に限定があります。

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

食品衛生に關する
條例が公布されました

昭和二十六年十月二十五日、廣島縣條例第四十九号を以て、食品から起る危害を防ぐ目的で「食品衛生に關する條例」が公布され、次に掲げる業種を営む又は営もうとする人は、知事又は市長から、營業(行商)施設が衛生的であると認定を受けなければなりません。保健所へ申請書の交付を致します。

なお、細則に關しては市衛生課又は保健所衛生課にお問合せ下さい。(衛生課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

昭和三十六年度
工業調査が
実施されます

昭和三十六年度工業調査が、本市では十一月一日より、旧軍人軍属遺族者遺族の調査を実施してありますが、本市管内八千名と推定されるこれら戦没者の遺族のうち、現在までに判明しているのは約六割に過ぎません。

未届の方は至急最寄の出張所か、市社会課へ御申出下さい。(社会課)

十二月の納税

◎市税滞納一掃特別月間
◎固定資産税の清算
土地・家屋・償却資産に關する清算令書は十二月十五日に発送致します。

此のお知らせ第二十一号(十一月五日発行)誌上で凡そ説明しました方法によつて、固定資産の新評価価格を決定して皆さんの縦覧に供した次第ですが、その価格を基準にして算出した税額が本昭和二十六年度の(但し償却資産については昭和二十五年年度を含む)本税額となりまして、これ迄賦課してしました假税額との差額を清算して本年度第四期分として納めておくことになり徴税令書が十二月十五日に送られることになりました。なお清算の結果御返ししなければならぬ方には還付通知が同様発送されます(資産税課)。

本年度の市税収入状況は、現在のところ余りかんばしくありませんので、市ではこの苦境を切り拓く爲に十二月一日から一月間を「市税滞納一掃特別強調月間」として積極的に納税者の方々に働きかけてゆくことになりました。市民の皆様の出来る限りの御協力をお願い致します。

おわび

第二十一号お知らせ(十一月五日発行)の記事中、左の通り誤字を訂正致します。

四頁二段二十行目(新評価固定資産税)500円は300円に
五頁二段十九行目(共済法外保護費)一四二、〇〇〇は(一四二、六〇〇)に(廣報係)

中小企業に對する
年末融資の途開かる

中小企業者の皆さん！愈々營業決算期の十二月がやつて来ました。資金のやりくりで仲々大変なことと思います。殊に最近インフレ化を喰止める為金融の引締めが行われており、更に設備資金の融資は全面的に抑えられて、重要基礎産業(石炭・電力・鉄鋼・造船等)に重点的に向けられ、たゞさ

え節電の影響を最も酷く受けた中小企業は、購買力の枯渇と買控えによる需要の減退に祟られ、年末決算を控えて資金面でいよいよ深刻な悩みに直面して居られることが察するに余りがあります。そこでこのように逼迫した中小企業金融、特に庶民金融に對して年末融資をより円滑に計る為、新しく次の様な措置がとられることになりました。

一、不動産融資の新設
アメリカの対日援助見返資金の中、中小企業融資予定額四十億圓の中から二十億圓を国民金融公庫に出資し、主として不動産担保貸付に當てる方針で今国会で審議されて居ります。この融資の条件や方法等はまだ判然しておりませんが、年末に間に合うようにその決定が急がれて

います。不動産融資については国民金融公庫廣島支所(假事務所)朝泰寺三三土建協會(内)及び市役所商工相談所(二階正面壁水産課内)に御問合せ下さる。

二、普通小口貸付の増強

今国会に提出中の補正予算で十億圓、大蔵省資金運用部資金から二十億圓、合計三十億圓の資金を国民金融公庫を通じて普通小口貸付けとして貸付けることになり

ます。貸付の方法は従来通りで、一年以上營業を継続し、事業体がしつかりしており適切な事業計画を持つて居れば個人で二十萬圓以内、連帯で五十萬圓(特別の場合百万圓)まで貸出され、期限は普通十カ月から一年半、利率は年一割二分の月賦償還を歡迎しており、一般に銀行その他の金融機関から金が借り難い中小企業者、特に零細業者にとつては大変便利な窓口です。

三、年末金融特別預託制度の新設

年初果が歳計現金一億圓を預託したのに加えて、特に年末決済資金の需要に應ずる為更に一億圓を預託することになりました。その内容を示すと、

●年末決済預託資金一億圓の内譯●
(1)広島信用金庫と広島商工信用組合(市場信用)からの年末小口融資に五千萬圓(果特産企業へ二千萬圓、一般業者へ三千万圓)
(2)商工組合中央金庫広島支所の組合融資に五千萬圓(中二千五百萬圓を特に下請企業関係へ融資)

●貸付條件●
(1)資金の用途が年末仕入資金や買掛金の決済資金に充てられるもの。なほ信用金庫(組合)預託分については、ルース台風の災害復興資金に對しては優先的に考慮することゝなつています。
(2)貸付限度は三十萬圓以内
(3)期限は三月末迄、利率は金庫又は中金の利率
(4)貸付手続、金庫又は中金の所定方式に従い、組合員又は組合を貸付の對象

としますが、加入組合又は組合員以外の方にも広く利用して置く為、その人達が貸付を受ける為組合員の資格を得ようとする時は、最低の条件で加入することが出来るように定められています。

四、更生資金の特別貸付

ルース台風被災復旧に必要な資金に充てるものに就ては、一人三萬圓を限度として更生資金の特別貸付の便法が開かれて居ります。

以上のように中央に於ても地方に於ても、中小企業に對する年末融資についてはいろいろと考慮が払われておりますが、中小企業者の皆さんがこの融資を受ける為には、次のような必要準備を常日頃からしておいて置かねば結局は融資を受けられないことになり

ます。
一、帳簿組織を整備すること
二、信用を確立しておくこと
三、擔保能力をみたしておくこと
四、經營を計画的にすること

広島市商工相談所は、此のような金融の問題を始め法律・税務・經理・經營・技術等いろいろ問題について広く相談幹旋に當つて居りますから、商工業者の皆さんの相談機關として気軽に御利用して戴いて、少しでも御役にたちたいと思

身体障害者の
手帳が交付されます

身体障害者福祉法が十月一日より改正施行され、十八才未満の身体障害者の手帳が交付されることになりました。交付についてはいろいろ手続が必要ですので、該当者の方は市の福祉事務所に御相談下さい(廣島市福祉事務所)



あなたの人権は 護られていますか

広島県では広島法務局と共同主催で、十二月四日から十日まで「人権擁護週間」を実施して人権思想の普及をはかることになりました。

人権を尊重することは民主主義國家の最高原理であつて、人権の尊重を完全に實現してこそ、そこに始めて正しい平和社會が訪れて来るのです。

わが國の新憲法の根本精神も國民の權利と自由を保証することにあります。殊に世界に對し平和宣言を行つた國際的平和都市広島に於ては何を措いても先ず人権が尊重されねばなりません。広島市には左の七名の人權擁護委員が居り、皆さんの人権が侵されなにかを常に監視して、もし人権侵害事件が起ると、直ちに調査の上人權擁護局（法務府内）や広島法務局に連絡し適切な処置をとるようになつておりますから、問題のある方は地区の委員の所へ御相談にお出下さい。

中江 大部 南千田町一〇六二（広大工学部長）
今西 貞夫 轍町一三二（弁護士）
三宅 清 袋町五七（弁護士）
伊藤 正子 東千田町八二七ノ一八（広島市婦人會連合會長）
石堂 実夫 段原末広町一六〇（弁護士）
安岡靜四郎 尾長町片河（弁護士）
稻葉 駿作 牛田町神田區（放送局長）

人権の侵犯が起りがちな場合を次に掲げますが、實際問題としては人権侵犯か刑法や民法の違反事件か、これを區別することはなかなか難しいものですが、人の人格を無視するような行為や事實があつたかどうかということが一応判断の目安になります。

逮捕狀の濫用 警察官が故意に事實を造りあげて逮捕狀を求め、それを使用した場合、職務違反であるばかりでなく人権侵犯です。

警察官の暴行 警察官が犯人逮捕に當り、犯人が無抵抗であるのに殴つたり、取調への時隙間をした場合は人権侵犯で告訴出来ます。又婦人を取調べる時必要以上に着物や下着を脱がせて、婦人にしてやう恥感を与えるのも心理的暴行として人権侵犯です。

税務署員の人権侵犯 税務署員が税金滞納者の差押えには、成年男子二人以上か市町村吏員又は警察官の立會が必要で、又差押え物品や現金はその場で封印又は公示しなければなりません。滞納者が全然使用していない同居人の部屋を同居人に無断で搜索することも人権侵犯です。

その他人身売買、村八分、私刑（リンチ）、強制労働、児童や妻の虐待、ボスの暴力、脅迫等人権侵犯にはいろいろの場合があります。

来る十二月十日は一九四八年パリで開かれた國連總會で「世界人権宣言」が採擇されてから三年目の記念日に當ります。広島市内では四日から十日に亘つて「ユネスコ」による移動人權相談・記念講演會・人權擁護研究座談會等のいろいろな行事が繰り展げられて、人權思想の普及徹底が計られますが、この様な機会に私達は大方かな「自由な人間」という立場に立つて、特に我が國に古くからある封建的差別感に基づく部落意識というやうなものはこの際一てきして、誰もが差別のない社會、良心の自由が認められる明るい社會を築き上げることを必々と考へたいものです。

（市長室）

公益質屋の利用について

広島市當公益質屋では月三分の利子で四カ月間、一口五千円迄の御利用を致しておりますから気軽に御利用下さい。なお御利用の節は印鑑と米穀通帳の御持参を願います。

東公益質屋 市內稻荷町稻荷橋東詰
西公益質屋 市內天満町 電停前
（市社會課）

建築相談所東部復興事務所へ移轉

一般建築の企画設計、住宅金融公庫に関する諸手続き並びに建築諸法規等に関する御相談に應ずる為、昨年七月建設局住宅課内に設けられた建築相談所は、此の度建設局東部復興事務所（紙屋町電車停留所より西一丁）内へ移轉の上事務を継続しております。

建築に関する御不審や御不明の点についてはどしどし御利用下さい。

（建設局総務課）

12月31日迄

自轉車鑑札の つけかえ期間延期

自轉車鑑札の付替は去る十月八日より実施してまいりましたが、未だ付替せず旧鑑札のまま使用している方が相当ありますので、更に十二月三十一日まで付替期間を延期して市役所市民税課で取扱うことになりました。

通知書が届かなかつた方、紛失した方無鑑札のまま使用している方は、この期間中に必ず新鑑札の交付を受けて下さい。なお明年一月一日以降は「舊鑑札無効の告示」がされる筈です。

年末特別火災予防

師走ともなれば、一年中で火災の最もおきやすい時季です。火災による富の焼失がどれほど恐ろしいものか、数字によつてみますと、広島の場合は昭和二十四年が百十四件で二億九千万円余、昭和二十五年が百六十六件で一億三千萬円余、昭和二十六年は十月末現在百十九件六千四百萬円余が灰になつております。なかでも十二月は各月に比べて火災が多く、殊に年末には氷やが頻發しています。

年末に多い火災の原因を挙げますと短燐・煙突・かまどの不始末・たきびの顧となつています。一寸とした不注意が大きな不幸をおこします。

消防局では消防団と協力して十二月中旬より末日まで、戸別に火氣取扱場所の検査を実施致しますから皆さんの御協力をお願い致します。

（消防局）

